

令和3年8月2日

各 位

「改正新型インフルエンザ対策特別措置法に係る緊急事態宣言」

発出による業務体制のお知らせ

蓮田市商工会

平素より、当会の事業活動につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

蓮田市商工会では政府及び埼玉県知事の標記の発令を受け、緊急事態宣言期間の8月2日（月）から8月31日（火）まで業務継続を目的とし以下の事項を実施します。

記

- 商工会2階会議室の貸出、使用及び会議開催（WEB可）の中止
- 職員の巡回訪問等の業務を原則停止
- 職員を2班に分け少人数での勤務体制の実施
- ご来会での経営相談は事前予約制として1回の相談時間は30分間

ご相談の際は電話、メールにてお問合わせを頂ければ幸いです。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

TEL：048-769-1661 Email：info@web-hasuda.or.jp